

出雲市農業委員会（第2期）第10回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和3年(2021)5月25日(火) 午後1時30分～午後3時20分

2 場所 出雲市役所 1階 くにびき大ホール

3 出席委員(23名)

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大梶 泰男 | 石飛 政樹 | 松本 尚幸 | 原 孝治 | 河原 基 |
| 岡田 征記 | 落合 光啓 | 佐野 芳夫 | 松井 幸男 | 岡 正 |
| 水 壯 | 石飛 忠宏 | 渡部 靖司 | 上野 正夫 | 神田 伯 |
| 板垣 房雄 | 今岡 充 | 持田 守夫 | 江角 昭夫 | 伊藤 美樹 |
| 青木 敏男 | 若槻 博美 | 遊木 龍治 | | |

4 欠席委員(1名)

塩野 一男

5 提出議題

(1) 報告事項

報第27号 会長専決処分の報告

報第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第57号 農地利用最適化推進委員の決定について

議第58号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議第59号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

議第60号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第61号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第62号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第63号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第64号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第65号 非農地証明について

議第66号 令和3年度農業者年金加入推進活動計画について

会長あいさつ

6 議事

大梶会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に議席番号20番の江角昭夫委員と21番の伊藤美樹委員を指名する。

議長 本日の議事進行について説明します。
本日は、農地利用最適化推進委員にもご出席いただいておりますので、初めに、「出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定」について審議します。次に「令和2年度の活動の点検・評価及び令和3年度の活動計画」を審議します。

その後、その他と連絡事項を行います。これには、農地利用最適化推進委員の方にもご意見をいただきたいと思ひます。休憩をはさんで、その後は通常の総会と同様に報告事項及び議事の残りの審議を行いますので、農地利用推進委員の方はお帰りいただいてもかまいませんが、傍聴していただくことも可能です。

それでは、お手元の資料にしたがって進行いたします。

議長 それでは、議第57号「出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について」を先にお諮りしたいと思います。

なお、この議案は農業委員のみの審議事項になります。

では、事務局から説明してください。

山田次長 議第57号について、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっております。

出雲市農地利用最適化推進委員の欠員募集については、3月25日から4月28日までの約1か月間募集を行いました。応募状況については、市のホームページで公表しておりますが、1区域で1名の募集に対して1名の応募がありました。今月の19日に評価委員会を開催し、農地利用最適化推進委員に適任と判断されました1区域の1名について承認をいただくものです。

候補者の名簿については、2ページに掲載しております。

説明は以上です。

議長 　　ただ今、事務局から農地利用最適化推進委員の決定について、説明がありました。去る5月19日に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催しております。河原委員長に評価結果の報告をお願いします。

河原委員 　　去る3月25日の農業委員会総会で会長から指名を受けた3人で、5月19日に評価委員会を開催しました。3人の評価委員の互選によって私が委員長になりましたので、私の方からご報告させていただきます。

農地利用最適化推進委員の募集人員1人に対して、応募者は1人でした。募集人員と同数の応募でしたので、書類による評価を行いました。

書類により選考した結果、応募者は、農地利用最適化推進委員として「ふさわしい」（適任）と評価委員全員が判断しましたので、本日の総会で皆様にご報告させていただきます。

報告は以上です。

議長 　　事務局の説明及び河原委員長から報告がございましたが、農業委員の皆様、何かご質問、ご意見などございますか。

なお、発言にあたっては、議席番号、氏名を言った後に発言してください。

江角委員 　　議席番号20番の江角です。農業委員は議案がございしますが、農地利用最適化推進委員の皆様に資料をお配りされていないようであれば、候補者の方のお名前を紹介すべきと思いますがいかがでしょうか。

藤原局長 　　農地利用最適化推進委員には資料をお配りしております。委嘱書交付の際にご紹介しようと思っておりましたが、新しい農地利用最適化推進委員の候補者の方のお名前は持田幹男様です。

江角委員 　　わかりました。

議長 　　何かご質問、ご意見などございますか。

議長 　　他にご質問、ご意見がないようですので採決を行います。
本議案について、承認される農業委員は挙手をお願いします。

———— 挙手全員 ————

議 長 挙手全員と認め、本議案については原案どおり決定します。

藤原局長 それでは、ここで、委嘱書の交付を行いたいと思います。
大梶会長、持田さん前をお願いします。

———— 委嘱書の交付 ————

藤原局長 それでは、引き続いて、会長に議事の進行をお願いします。

議 長 それでは、議第58号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、を議題といたします。

この議案及び議第59号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、推進委員さんにもご意見をいただきたいと思ひます。発言の際は、挙手の上、氏名を言った後に発言してください。

なお、採決は農業委員のみとなります。

事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 議第58号について、ご説明いたします。

本日お諮りする議第58号及び第59号については、国の指導により、農業委員会の前年度の活動状況を点検し、翌年度の活動目標を定め、遅くとも6月中に公表することとされているため、審議をお願いするものです。ご承認いただいた内容については、出雲市のホームページで公表いたします。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。それでは、総会議案4ページをご覧ください。「Ⅰ農業委員会の状況」については、昨年5月の総会で決定いただいた、活動計画と同様、令和2年3月末の状況で記載しています。

なお、農林業センサスのデータについては、2015年調査によるものです。

次に、5ページをご覧ください。「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。令和2年度の実績については、令和3年3月末現在での集積状況です。1年前の令和2年3月末と比較しますと、120ha増加しています。これは、新期実績が反映されたものと考えています。

3の目標の達成に向けた活動実績では、各地区の担い手の明確化や集落営農の方向性を協議し、任意の営農組合に法人化を働きかけており、昨年度に法人化の働きかけを行った1組織が令和2年度に法人設立しています。4の

目標に対する評価については、各地区における担い手の明確化や集落営農のステップアップとして法人化を促進し集積につなげる話し合いを進めた。活動に対する評価は、担い手の明確化、集落営農の方向性等を協議しても、その地域にリーダーとなれる人材があるかによって、地域差が出てきている状況にあります。

次に、6ページをご覧ください。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。目標は、新規就農の個人の人数を目標として掲げており、農業支援センターで作成している5経営体を目標としていましたが、令和2年度は6経営体の参入となりました。3の目標達成に向けた活動実績としては、関係機関と一体となり、就農認定や就農者のフォローアップを行い6経営体の参入につなげました。4の活動の評価としては、就農相談のフォローアップは行っていますが、計画通りの経営が進まない状況も出てきており、一層のフォローアップを行って定着化させる必要があると考えています。

次に、7ページをご覧ください。「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」についてです。遊休農地の解消目標面積については、農地利用最適化交付金の成果目標である遊休農地率1%以下になるよう目標を1haに設定しました。また、10月の総会後に新たな遊休農地を中心に、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、該当の農家に対し訪問指導していただきましたが、結果昨年比2haの減少となりましたが、増加分の関係もあり、遊休農地率が惜しくも1%超(平成30年度は1%以下)は続く状況となりました。

3について、農地利用状況調査については、全農地が対象であるため7月から8月末にかけて全筆調査及び重点調査を行いました。また、先に述べましたとおり、利用意向調査の実施については、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様は11月から12月に該当農家への訪問していただく形で実施しました。全体的には農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様は増加していますがなかなか成果にはつながらない状況となってきました。今後も同様な状況であると考えますが、皆様には引き続き遊休農地解消に向け活動を行っていただきますようお願いいたします。また、その他の活動として多伎町田儀地区で10.2haの非農地判断を行っています。

次に、9ページをご覧ください。「Ⅴ違反転用への適正な対応」についてです。

令和2年度は農地パトロールにあわせて実態把握に努めるとともに、さらに違反状態を改善するために個別指導を行ってきたところがございます。その結果、事後追認を含めまして3.1haについて解消しましたが、改善されていないところも残っています。今後も実態を把握し、是正指導を強化し、

違反転用の解消を図る必要があります。

次に、10ページをご覧ください。「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてです。

農地法第3条に基づく許可事務については、年間152件を受付、許可を行っています。また、農地転用に関する事務では、4条、5条合わせて415件（うち4条88件、5条327件、令和元年度451件4条95件、5条356件）の審議を行っています。処理期間についても、標準期間としては、農業会議の意見を聴く案件の35日とし、農業委員会の総会で決定するものもあるため、平均は30日としています。

3の農地所有適格法人からの報告については、現在104法人がありますが、報告義務がある104法人の内104法人すべてから報告書の提出がありました。

4の情報提供についてです。賃借料情報の調査・提供については適正に実施しており、昨年11月にホームページ及び広報いずもには12月号に掲載しております。農地台帳の整備については、7月に住基情報との突合及び固定資産税の情報更新しております。また、11月に住基との突合を行っています。

次に、12ページをご覧ください。「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」については、農地法等によりその権限に属された事務の項目において、斐川地域営農座談会において、農地に対する要望等があり、現地調査、仕組み紹介等の対応をとりました。

次に「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」については、議事録や活動計画の点検・評価についてはホームページで公表しています。

説明は以上です。

議 長 事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第58号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、承認される農業委員の挙手を求めます。

———— 挙手全員 ————

議 長 挙手全員と認めます。

よって、議第58号を承認いたします。

議長 次に、議第59号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 議第59号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、ご説明します。

それでは、総会議案14ページをご覧ください。「Ⅰ農業委員会の状況」については、上段の農家・農地等の概要については出雲市全域の令和3年3月31日現在としています。データは、今回は2020農林業センサス等の統計データ及び市がもっているデータです。下段の農業委員会の現在の体制は平成29年9月22日に新出雲市農業委員会が発足し、新制度に基づく委員構成として記載しています。

総会議案15ページをご覧ください。「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」については、令和3年3月末現在の集積率55.38%です。課題としては、前年から変わりなく、条件が悪い農地はなかなか借り手がなく、また、圃場条件が異なる場合は、交換等を行って、集約することが難しい状況であること、及び高齢化等により個人経営継続が難しい農地については、認定農業者等の担い手へ集積・集約をすすめていく。目標については令和3年3月末現在の4,281haに1~2法人程度の設立で20ha及び他10haを見込み新規集積面積30haを加えた面積としています。関係機関と連携し、任意の営農組合の法人化及び利用権の終期がくる農地で、営農継続が困難な農業者の農地については、認定農業者等の担い手へ集積を推進していくこととしています。

総会議案16ページをご覧ください。「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」については、毎年5~8経営体が新規参入しています。面積につきましては、施設園芸での参入であり、大面積を経営する個人での参入はない状況です。課題としては、就農時に多額の支出が見込まれることから、支援が必要であること、また、情報提供が必要であることとし、計画については、市が定めている目標で、市全体で5経営体の参入目標とし、関係機関と連携し取り組むこととしています。

総会議案17ページをご覧ください。「Ⅳ遊休農地に関する措置」については、遊休農地78haであり、本年度は遊休農地率1%以下になるよう目標面積2haとし取り組むこととした。農地の利用状況調査の方法は、①農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様による日常の見守り調査、②農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員等による重点調査の二本立てにより実施したいと考えます。基本は、全筆調査ですので、農業委員、農

地利用最適化推進委員の皆様には農地パトロール以外の3条、4条、5条等許可前の現地確認等も含めた日常の農地の見守り活動のなかで全体の把握に努めていただきますようお願いいたします。調査の時期は、今年は7月～8月、結果の取りまとめは9月～11月とし、遊休農地への指導は通年です。利用状況調査に基づき、利用意向調査を11月から12月に行い、取りまとめを12月から来年の2月にかけて行う予定です。農地パトロールの具体的な方法については、6月開催の農地パトロール説明会でご説明します。

総会議案18ページをご覧ください。「V違反転用への適正な対応」については、全体の把握はなかなか難しい面もあると思いますが、日ごろの見回りや農地パトロールで把握した違反転用については、適正な対応を行うとしています。

説明は以上です。

議長 事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

石飛委員 議席番号12番の石飛です。17ページの令和3年度の目標及び活動計画に新出雲農業チャレンジ支援事業に加わった「遊休地等利活用事業」の周知を図るとありますがこれはどういったもののでしょうか。

藤原局長 新出雲農業チャレンジ支援事業という市単独の補助事業がございまして、3年毎に内容を見直すこととしております。令和3年度から新たに見直しを行った事業のうち、遊休農地対策として遊休地等利活用事業を新設したところでございます。事業の詳細が決まっておらず募集は行っておりませんが、概略といたしましては農地パトロールで遊休農地と判断した農地を借りるなどして耕作できる状態にするという活動に対して補助金を交付するというものです。来月の合同会に事業内容についてご説明させていただきたいと思っております。

石飛委員 わかりました。

議長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第59号の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、承認される農業委員の挙手を求めます。

—— 挙手全員 ——

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第 59 号を承認いたします。

議 長 農地利用最適化推進委員に参加いただく議事は以上です。
ここで、10 分の休憩といたします。
再開は、14 時 20 分です。

—— 休憩 ——

議 長 それでは、時間になりましたので、議事の審議を再開します。
お手元の次第にしたがって進行いたします。
報告事項、報第 27 号会長専決処分の報告、報第 28 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報第 29 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、一括して報告します。

議 長 報第 27 号会長専決処分について、報告いたします。
先ず、第 9 回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第 4 条 2 件及び農地法第 5 条 6 件については、島根県農業会議第 62 回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、農地法第 4 条 2 件及び農地法第 5 条 6 件を、常設審議委員会における決定日の 5 月 10 日付けで許可決定しております。

また、第 7 回総会の承認案件で、農地法第 3 条第 1 項申請者である農地の所有者が許可前に死亡したため許可を保留していた件について、相続人が確定し、相続を証する書類が提出されたため令和 3 年 4 月 20 日付けで許可決定しております。

同じく、第 7 回総会の承認案件で、農地法第 5 条第 1 項申請者である農地の所有者が許可前に死亡したため許可を保留していた件について、相続人が確定し、相続を証する書類が提出されたため令和 3 年 4 月 20 日付けで許可決定しております。

以上、報告といたします。

議 長 続いて、報第 28 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

- 後藤主事 報第28号について、ご説明いたします。
報告事項の1～3ページをご覧ください。
農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6か月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。
今月は、受付番号21～37番の17件の通知がありました。内訳としては、農地売買のためが1件、農地法3条申請のためが1件、農地法5条申請のためが2件、中間管理事業への移行のためが13件です。
農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6か月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。
以上、報告といたします。
- 議長 続いて、報第29号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。
- 高橋副主任 報第29号について、ご説明いたします。
報告事項の4～20ページをご覧ください。
農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。
この届出の先月受付分は、受付番号22～44番までの23件でした。
権利の取得事由は、23件全てが「相続」によるものでした。
市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。
受付番号33番、38番については、あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談しています。
なお、(農地法関係事務処理要領の第3の3、留意事項にかかる)本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、5月7日付けで通知を出しております。
以上、報告といたします。
- 議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問、ご意見はございませんか。
- 議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

議長 それでは、これより議案の審議を行います。
議第60号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

農業振興課河井係長から内容について、説明をお願いします。

河井係長 議第60号について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、5月31日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。

お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、103筆、126,931.30㎡、うち新規の設定が47筆、67,745.00㎡、再設定が56筆、59,186.30㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄で、9筆、5,274㎡です。中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、94筆、121,657.3㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、53筆、54,725.06㎡、うち新規の設定が19筆、18,170.00㎡、再設定が34筆、36,555.06㎡です。

この内訳は、相対分が、2ページ右下の表の合計②欄、2筆、3,028㎡です。中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、51筆、51,697.06㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。156筆、181,656.36㎡です。

その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。

18ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び19ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。

この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されま

す。

今月の所有権移転の合計は、1筆、1,518㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回までの総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第60号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって、議第60号を承認いたします。

議長 次に、議第61号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋副主任 議第61号について、ご説明いたします。

第10回総会議案の19ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が5件ありました。

いずれも、取得後3年未満の農地はありません。

個別の事案について、ご説明いたします。20ページをご覧ください。

なお、備考欄に※印で記載のあるものにつきましては、1月25日の総会にて別段面積の適用を決定した土地でございます。

受付番号10番です。譲渡人は、高齢による労力不足のため、隣接農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、隣接する農地と一体的に受人が野菜を栽培される計画です。

受付番号11番です。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が牧草を栽培さ

れる計画です。

受付番号12番です。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、隣接宅地居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が柿を栽培される計画です。

受付番号13番です。譲渡人は、規模縮小のため、受人に譲渡するものです。所有権移転後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号14番です。譲渡人は、労力不足のため、隣接農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、野菜を栽培される計画です。

以上、受付番号10～14番については、21ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第61号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって、議第61号を承認いたします。

議長 次に、議第62号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 議第62号について、ご説明いたします。

第10回総会議案の19ページをご覧ください。今月は、6件の申請がありました。

議案書は22ページ、参考資料は1～12ページをご覧ください。

いずれも、取得後3年未満の農地はありません。

なお、6月開催予定の第63回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております、2件の予定です。

また、説明基準に該当する案件はありません。

なお、この他に事後追認の案件が1件あります。

受付番号19番の案件は、昭和60年頃から物置、駐車場及び防風林とし

て利用してきたものです。

申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

以上、受付番号14～19番については、いずれも農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号14番の持田です。17番は、16番のフットサル練習場の駐車場でしょうか。

吉川主任 そのとおりです。

持田委員 わかりました。

議 長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他に質問がないようですので、それでは、議第62号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第62号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第63号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第64号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 議第63号について、ご説明いたします。
議案書は23～27ページ、説明資料は1～18ページ、参考資料は

13～40ページになります。

今月は、所有権の移転が14件、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が4件、合計20件の申請がありました。今月の説明案件は6件ございます。

いずれも、取得後3年未満の農地はありません。

なお、6月開催予定の第63回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております、1件の予定です。

なお、取得後3年未満の農地はありません。

個別事案について説明します。

議案書23ページの受付番号28番について説明します。説明資料の1～3ページをご覧ください。転用場所は、大津町及び上塩冶町です。畑3筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『牛舎・堆肥舎』です。転用面積は1,771㎡で、所要面積は元々の豚舎用地（非農地）をあわせ7,775㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。転用にあたっての許可該当条項は、法第5条第2項但し書きの「農振の農用地利用計画において指定された目的である『農業用施設』での利用」に該当します。事業計画について、事業者は、市内で畜産業を営んでいる個人です。この度申請地を取得し、和牛100頭を飼育する計画です。

つづいて議案書23ページの受付番号32番について説明します。説明資料の4～6ページをご覧ください。転用場所は、中野美保南二丁目です。田2筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積、所要面積ともに2,096㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画について、事業者は、市内で宅建業等を営んでいる法人です。この度申請地を取得して10区画の宅地を分譲する計画です。

つづいて議案書24ページの受付番号33番について説明します。説明資料の7～9ページをご覧ください。転用場所は、知井宮町です。田9筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『建売分譲』です。転用面積、所要面積ともに1,528.97㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。農振除外は3月30日付けで決定済みです。許可該当条項は、規則第45条第2号の「公共500」に該当します。駅や市役所から半径500mの範囲です。事業計画について、事業者は、市内で不動産業等を営む法人です。この度申請地を取得して建売住宅6棟を建築する計画です。

つづいて議案書24ページの受付番号37番について説明します。説明資料

の10～12ページをご覧ください。転用場所は、斐川町出西です。畑1筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『集合住宅』です。転用面積、所要面積ともに1,067㎡となっております。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画について、事業者は、市内で不動産業等を営んでいる法人です。この度申請地を取得して集合住宅を2棟建築する計画です。

つづいて議案書25ページの受付番号38番について説明します。説明資料の13～15ページをご覧ください。転用場所は、斐川町出西です。畑4筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『農機具庫と農機具駐車場』です。転用面積、所要面積ともに592㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第1種農地です。過去に一度許可が出ている場所の計画変更なので除外は終わっています。許可該当条項は、規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画について、事業者は、市内で農業を営んでいる個人です。この度農機具庫及び農機具駐車場として取得し利用する計画です。

つづいて議案書26ページの受付番号41番について説明します。説明資料の16～18ページをご覧ください。転用場所は、荒茅町です。田1筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『駐車場』です。転用面積、所要面積ともに914㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。転用に当たっての許可該当条項は、令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画について、事業者は、市内で上下水道施設の維持管理やごみ収集業等を営んでいる法人です。この度申請地を賃借して従業員用の駐車場を確保する計画です。

説明案件は以上であり、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

続いて、議第64号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。

議案書は28ページになります。

今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が1件、所有権の移転を伴わない変更が5件、使用貸借権の設定を伴う変更が1件、提出されております。説明基準に該当する件ではありませんので、議案書及び参考資料17～20ページ、23～26ページ、35～36ページ、41～42ページにてご確認ください。なお、権利の移転・設定を伴わない変更の1件6番以外の6件は、いずれも5条とのセット案件です。第216号の3は5条の30番、4番は5条の31番、5番は5条の44番、7番は5条の35番、8番は5条の36番、

9番は5条の38番となっております。

今月申請のありました農地法第5条申請20件及び事業計画変更7件につきましては、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第63号農地法第5条に規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第64号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって、議第63号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

また、議第64号を決定いたします。

議長 次に、議第65号非農地証明について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事 議第65号について、ご説明いたします。

議案書の29ページ及び説明資料の19～23ページをご覧ください。

今月は、2件の申請がありました。

受付番号2番について説明いたします。申請地については議案29ページに記載しております。また説明資料の19ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料20ページの現況写真をご確認ください。申請地は山林に囲まれた農地であり、50年以上耕作されず原野（一部山林）の状態となっております。一部は荒れないように草刈りを行っていますが水源に乏しくイノシシなど鳥獣被害もあるため農地としての復旧は難しい状態です。現地確認は5月11日に石飛政樹農業委員、森推進委員、小村推進委員、柘植推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

受付番号3番について説明いたします。申請地については議案29ページに記載しております。また説明資料の21ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料22ページの現況写真

をご確認ください。申請地は山林に囲まれた農地であり、40年以上耕作されず山林又は原野の状態となっています。[]については旧土地台帳までの情報しかなく具体的な場所はわかりませんが周囲の状況から山林と判断しています。また []については近くに行くための道がなく現地の確認はできませんでしたが、周囲の状況から山林と判断しています。現地確認は5月7日に板垣農業委員、今岡推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

よって、今月付議しました2案件は、いずれも非農地証明基準の「やむを得ない事情（耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議長 担当農業委員から補足をお願いします。

石飛委員 議席番号2番の石飛です。受付番号2番については、50年以上前に水害に遭い、登記上は田となっておりますが、建設残土等で2m程度嵩上げしている土地となっております。航空写真のとおり周囲の状況から農地としての利用は難しいと判断しましたが、草刈り等をしておられるので継続していただきたいとお願いしております。

板垣委員 議席番号17番の板垣です。受付番号3番については、神戸川の川向こうであり、数年前から吊り橋で渡っていく地域でした。交通の便が悪くほとんどの方が引っ越しされ、荒れ放題となり、ほとんど山林化している状況です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第65号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって、議第65号を承認いたします。

議長 次に、議第66号令和3年度農業者年金加入推進活動計画について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事 議第66号について、ご説明いたします。

今回の計画は4月25日開催の農政部会において検討したものとなります。それでは内容を説明していきます。

1 今年度の加入目標人数から説明していきます。独立行政法人農業者年金基金は、令和3年度より「加入推進累計13万人早期突破及び中期目標達成2ヵ年運動」をスタートしています。この運動のもと島根県農業会議は、県内の市町村の加入推進目標を設定しています。出雲市農業委員会には、今年度4人の新規加入という目標があげられました。そのため、1.今年度の加入目標人数を4人としました。このうち20歳から39歳までの方を3人、女性の方は1人を目標とします。

次に、2.加入対象として働きかけをする目標人数について説明いたします。3ページをご覧ください。今年度の加入推進対象者は51人です。このうち20歳から39歳までの方は24人、女性の方は7人です。委員さんには担当地区の対象者の加入推進をお願いしたいと思います。

3.地区別加入推進班の整備につきましては、全ての農業委員さんを加入推進班員としています。加入推進の基本的な流れは、加入推進対象者を中心に、ご自身の担当地区で声掛けをしていただいて、加入の見込みがある方がいらした場合は、事務局へご連絡ください。事務局職員でより具体的な内容の説明を行い加入の手続きを行います。

4.加入推進対象者名簿の更新年月日については、ご覧のとおりです。加入推進対象者名簿の詳細については、3ページをご覧ください。農業支援センターから、認定農業者・家族協定締結者等の農業の担い手となる方の情報をいただき調整をしたものです。名簿の見直しを行い、比較的就農期間が長く資金的にも余裕があるであろう40代の方と政策支援を受けることができる新規就農者を中心に掲載しております。地区によって人数に差がありますが名簿は適時更新しますので対象者がいない地区の委員についても加入推進ができそうな方がいらっしゃいましたら情報をいただければと思います。

5.加入推進強化月間については、年度の後半に加入推進強化月間を2回設けるよう計画しました。加入推進活動をされた場合は記録帳に記載の上報告していただきますようお願いいたします。

6.個別訪問の実施計画についてです。加入対象者に対して、担当の農業委員さんにまず声掛けをお願いしたいと思います。先程説明いたしました加

入推進対象者名簿の中に担当地区の方がいらっしゃる場合には積極的なお声かけをお願いいたします。加入意向があった場合はさらに事務局職員による訪問にて詳細な説明をする予定です。なお継続的な取組をお願いしたいので、秋に声をかけていただいた方に、再度冬にも声掛けをお願いするような計画にいたしました。

7. 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画についてです。JAと事務局の打ち合わせすでに実施しております。また本日の総会で計画を説明し、計画の承認について審議をお願いしております。

8. 加入対象者に対する説明会等の実施計画をご覧ください。今年度は、農業支援センターが主催する青年等就農計画推進会議にて時間をいただき、新規就農者を対象に農業者年金制度の説明をさせていただきます。この会議は年に何度か開催されるもので、支援センターと連携をとり、新規就農者の加入推進にあたる予定です。

9. 啓発普及活動については、市広報誌『広報いずも』内の「農業委員会だより」に農業者年金のPR記事を掲載し、JA出雲地区本部および斐川地区本部内の各支店36店舗にパンフレットを置かせていただいています。

10. その他として、窓口での加入相談と新たな受給者向けの年金相談会の開催を予定しています。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第65号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって、議第65号を承認いたします。

議長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 3 時 2 0 分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、山田次長、松崎主任、吉川主任、高橋副主任、後藤主事

農業振興課

河井係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員